

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月27日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	北海道
3. 市区町村名	登別市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	113-3-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.noboribetsu.lg.jp/docs/2015062900012/

執行機関名 登別市教育委員会

知事等(教育委員会)が行う就学援助に関する事務(小学校・中学校向け、ただし医療費は除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	学校教育法(昭和22年法律第26号)による就学援助に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		登別市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第4号)別表第1 第28の項 学校教育法(昭和22年法律第26号)による就学援助に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第1条	登別市児童生徒就学援助規則(平成28年教育委員会規則第5号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって <u>教育の機会均等</u> に寄与することを目的とする。	第1条 この規則は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定に基づき、経済的理由によって就学が困難な学齢児童及び児童生徒の保護者に対して必要な援助(以下「就学援助」という。)を行うことにより、義務教育の円滑な実施を図るとともに、 <u>教育の機会均等</u> に寄与することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		登別市児童生徒就学援助規則(平成28年教育委員会規則第5号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号	登別市児童生徒就学援助規則第6条
②事務の内容	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第4条の高等学校等就学支援金(同法第3条第1項の高等学校等就学支援金をいう。ハ及び次号ハにおいて「就学支援金」という。)の受給資格の認定の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	学校教育法(昭和22年法律第26号)による就学援助(ただし医療費は除く。)の受給資格の認定の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号 イ	登別市児童生徒就学援助規則第3条第2号イ
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者の保護者等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令(平成22年政令第112号)第1条第2項の保護者等をいう。以下この条において同じ。)に係る市町村民税に関する情報	当該申請を行う者の保護者等に係る市町村民税に関する情報

事務2

事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 2 号	登別市児童生徒就学援助規則第10条
②事務の内容	高等学校等就学支援金の支給に関する法律第17条の収入の状況の届出に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	異動の届出に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 2 号 イ	登別市児童生徒就学援助規則第10条条第1号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該届出を行う者の保護者等に係る市町村民税に関する情報	当該申請を行う者の保護者に係る市町村民税に関する情報

備考

備考	
----	--